ヘルパーステーション　つむぎ

運営規程

（事業の目的）

**第1条**社会福祉法人ライフケア高砂が開設するヘルパーステーションつむぎ（以下「事業所」）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に規定する指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護及び指定行動援護（以下「指定居宅介護等」という。）の事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者に対する適切なサービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

**第2条**事業所の従事者は、利用者が日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

２　事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

**第3条**事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　　ヘルパーステーション　つむぎ

（２）所在地　東広島市八本松町飯田５２５番地３

（従業者の職種、員数及び内容）

**第４条**事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（１）管理者　　１名（常勤兼務）

管理者は事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも居宅介護支援の提供に当たるものとする。

（２）サービス提供責任者　　２名（常勤兼務）

サービス提供責任者は、事業所に対する指定居宅介護支援の利用の申し込みに係る調整、従業者等に対する技術指導、訪問介護計画の作成を行う。

（３）訪問介護員等　１０名以上

訪問介護員等は、指定居宅介護の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

**第５条**事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日　月曜日から土曜日とする。

　ただし、１２月３１日から１月３日までを休業とする。

　利用者のご希望のある場合は祝日、休日でもサービスの提供を行う。

1. 営業時間　午前８時３０分から午後１７時３０分までとする。
2. 電話等により２４時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定居宅介護の内容）

**第６条**指定居宅介護の内容は、つぎのとおりとする。

1. 身体介護
2. 家事援助
3. 外出時における介護
4. 通院等介護
5. 重度訪問介護
6. 行動援護
7. 同行援護

（利用料その他の費用の額）

**第７条**　指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は,厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

（１）通常の実施地域外の地域を訪問して行う指定居宅介護に要した交通費は、実費を徴収する。なお自動車を使用した場合は、通常の実施地域を超えた地点から片道1キロメートル当たり40円を徴収する。

（２）前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

**第8条**　事業所の通常の事業実施地域は、東広島市（福富、志和、河内、高屋、八本松、

西条、黒瀬）広島市（安芸区上瀬野）とする。

（緊急時等における対応方法）

**第9条**従業者は、指定居宅介護を実施中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（虐待防止・身体拘束に関する事項）

**第10条**事業所は、虐待防止の指針を上げ定期的に虐待防止・身体拘束についての研修を行い、利用者の精神的・身体的苦痛のないように日々努力をする。

２　虐待防止・身体拘束のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。（2ヶ月/1回）

３　事業所は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われ

範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

４　虐待を防止するための定期的な研修の実施。

５　前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

（業務継続計画の策定等）

**第11条**事業所は、感染症や非常災害の発生時において利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　業務継続計画のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。（2ヶ月/1回）

３　従業者に対し業務継続について周知するとともに必要な研修及び訓練を、定期的に実施するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

**第12条**事業所は、指定居宅介護の資的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。

採用時研修　　採用後3ヶ月以内

継続研修　　　年３回

その他の研修

２　　従業員は、業務上知りえた秘密を保持する

３　　この規定に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、社会福祉法

人ライフケア高砂と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規定は、令和７年２月１日から施行する。